

# 北薩感染症情報

## 2026年第14週(3月30日～4月5日)

【問い合わせ先】 〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228番地1

北薩地域振興局保健福祉環境部(川薩保健所)健康企画課

電話 0996-23-3165 FAX 0996-20-2127

E-メール [kita-kenkou-shippei@pref.kagoshima.lg.jp](mailto:kita-kenkou-shippei@pref.kagoshima.lg.jp)

### 川薩・出水保健所における定点報告疾患

◎: 警報レベル      ○: 注意報レベル

定点種別	対象疾患	警報レベル			注意報レベル 基準値	川薩保健所管内					出水保健所管内				
		開始 基準値	終息 基準値	基準値		前週 報告数 (人)	今週 報告数 (人)	定点 報告数	前週 からの 増減	警報 注意報	前週 報告数 (人)	今週 報告数 (人)	定点 報告数	前週 からの 増減	警報 注意報
急性呼吸器感染症(ARI) 定点	急性呼吸器感染症	-	-	-	152	153	51.00	↗	-	66	56	28.00	↓	-	
	インフルエンザ	30.0	10.0	10.0	5	2	0.67	↓	-	3	6	3.00	↗	-	
	COVID-19 (新型コロナウイルス感染症)	-	-	-	1	1	0.33	→	-	1	4	2.00	↗	-	
小児科定点	RS	-	-	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
	咽頭結膜熱	3.0	1.0	-	-	-	-	→	-	-	1	1.00	↗	-	
	A群溶血性 レンサ球菌咽頭炎	8.0	4.0	-	4	3	1.50	↓	-	3	5	5.00	↗	-	
	感染性胃腸炎	20.0	12.0	-	15	7	3.50	↓	-	3	2	2.00	↓	-	
	水痘	2.0	1.0	1.0	1	-	-	↓	-	-	-	-	→	-	
	手足口病	5.0	2.0	-	-	2	1.00	↗	-	-	-	-	→	-	
	伝染性紅斑	2.0	1.0	-	5	4	2.00	↓	◎	2	-	-	↓	-	
	突発性発疹	-	-	-	2	-	-	↓	-	-	1	1.00	↗	-	
	ヘルパンギーナ	6.0	2.0	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
	流行性耳下腺炎	6.0	2.0	3.0	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
眼科定点	急性出血性結膜炎	1.0	0.1	-	-	-	-	→	-	/	/	/	/	/	
	流行性角結膜炎	8.0	4.0	-	1	-	-	↓	-	/	/	/	/	/	
基幹定点	細菌性髄膜炎	-	-	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
	無菌性髄膜炎	-	-	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
	マイコプラズマ肺炎	-	-	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
	クラミジア肺炎	-	-	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
	感染性胃腸炎 病原体がロタウイルスに属する	-	-	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
指定医療機関からの インフルエンザ入院報告	-	-	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-		
指定医療機関からの COVID-19入院報告	-	-	-	-	-	-	→	-	-	-	-	→	-		
報告数合計	-	-	-	186	172	/	↓	/	78	75	/	↓	/		

<注意報・警報レベル>

- ・川薩保健所管内 伝染性紅斑(警報レベル)
- ・出水保健所管内 なし

<全数報告>

- ・川薩保健所管内 なし
- ・出水保健所管内 なし

<インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等>

- ・川薩保健所管内 なし
- ・出水保健所管内 なし

疾病別各保健所定点当たり報告 直近10w分(男女合計)

     警報レベル      注意報レベル

定点種別	疾病	警報/終息 基準値	注意報 基準値	川薩保健所管内推移 (定点報告数) 基幹定点(報告数掲載)									
				5W	6W	7W	8W	9W	10W	11W	12W	13W	14W
急性呼吸器 感染症(ARI) 定点	急性呼吸器感染症	—	—	111.00	88.67	88.67	110.00	73.00	64.33	47.00	55.33	50.67	51.00
	インフルエンザ	30.00/10.00	10.00	136.00	174.67	124.67	72.67	36.33	16.00	9.33	2.67	1.67	0.67
	COVID-19 (新型コロナウイルス感染症)	—	—	0.67	0.33	—	—	—	—	—	—	0.33	0.33
小児科定点	RSウイルス感染症	—	—	2.00	1.00	2.00	2.00	1.00	0.50	—	1.00	—	—
	咽頭結膜熱	3.00/1.00	—	1.00	1.00	—	1.00	0.50	—	1.00	1.00	—	—
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8.00/4.00	—	1.50	2.50	2.50	1.50	2.00	3.00	2.00	2.00	2.00	1.50
	感染性胃腸炎	20.00/12.00	—	9.50	12.00	9.50	6.00	7.50	5.50	7.00	9.50	7.50	3.50
	水痘	2.00/1.00	1.00	—	—	—	—	—	—	—	—	0.50	—
	手足口病	5.00/2.00	—	—	0.50	—	—	—	—	—	—	—	1.00
	伝染性紅斑	2.00/1.00	—	3.50	1.50	0.50	—	1.50	1.00	2.50	0.50	2.50	2.00
	突発性発疹	—	—	1.00	—	—	—	1.00	—	0.50	0.50	1.00	—
	ヘルパンギーナ	6.00/2.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
流行性耳下腺炎	6.00/2.00	3.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
眼科定点	急性出血性結膜炎	1.00/0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	流行性角結膜炎	8.00/4.00	—	7.00	2.00	4.00	3.00	2.00	1.00	1.00	3.00	1.00	—
基幹定点	細菌性髄膜炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無菌性髄膜炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	マイコプラズマ肺炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	クラミジア肺炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	感染性胃腸炎 病原体がロタウイルスに限る	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

定点種別	疾病	警報/終息 基準値	注意報 基準値	出水保健所管内推移 (定点報告数) 基幹定点(報告数掲載)									
				5W	6W	7W	8W	9W	10W	11W	12W	13W	14W
急性呼吸器 感染症(ARI) 定点	急性呼吸器感染症	—	—	88.00	87.50	61.50	52.00	36.00	31.00	40.50	24.50	33.00	28.00
	インフルエンザ	30.00/10.00	10.00	41.50	60.00	47.50	40.00	22.50	6.00	8.50	5.50	1.50	3.00
	COVID-19 (新型コロナウイルス感染症)	—	—	0.50	—	—	—	—	—	—	—	0.50	2.00
小児科定点	RSウイルス感染症	—	—	2.00	—	2.00	2.00	1.00	2.00	2.00	—	—	—
	咽頭結膜熱	3.00/1.00	—	—	—	—	1.00	1.00	1.00	—	—	—	1.00
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8.00/4.00	—	2.00	3.00	—	4.00	5.00	8.00	8.00	6.00	3.00	5.00
	感染性胃腸炎	20.00/12.00	—	8.00	2.00	—	6.00	3.00	8.00	17.00	3.00	3.00	2.00
	水痘	2.00/1.00	1.00	—	—	—	1.00	—	—	—	—	—	—
	手足口病	5.00/2.00	—	—	—	—	—	—	1.00	—	—	—	—
	伝染性紅斑	2.00/1.00	—	—	5.00	1.00	3.00	—	—	1.00	1.00	2.00	—
	突発性発疹	—	—	1.00	—	—	—	—	—	1.00	1.00	—	1.00
	ヘルパンギーナ	6.00/2.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
流行性耳下腺炎	6.00/2.00	3.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
基幹定点	細菌性髄膜炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無菌性髄膜炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	マイコプラズマ肺炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	クラミジア肺炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	感染性胃腸炎 病原体がロタウイルスに限る	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第14週は、川薩保健所管内にて伝染性紅斑が引き続き、警報レベルです。  
麻疹について、県内では今年に入ってから4月6日までに26例の報告となっています。

鹿児島県内で今年26例の麻しんの報告がありました！

※令和8年4月6日時点

全国では3月25日時点で152例

・空気感染  
・飛沫感染  
・接触感染

## 麻しん(はしか)とは...？

麻しんとは、麻しんウイルスによって引き起こされる、急性の全身感染症です。麻しんウイルスの感染経路は空気感染、飛沫感染、接触感染で、ヒトからヒトへ感染が伝播し、その感染力は非常に強いと言われています。免疫を持っていない人が感染すると、ほぼ100%発症し、一度感染して発症すると、一生免疫が持続すると言われています。

## 症状について

感染すると約10日後に発熱や咳、鼻水といった風邪のような症状が現れます。2~3日熱が続いた後、39℃以上の高熱と発疹が出現します。

肺炎、中耳炎を合併しやすく、1,000人に1人の割合で脳炎が発症すると言われています。また、10万人に1人程度に亜急性硬化性全脳炎(SSPE)と呼ばれる中枢神経疾患を発症することもあります。

## 感染可能期間について

周囲への感染可能期間は、発症日の1日前から解熱後3日間を経過するまでの期間で、発症前から感染力があります。



**STOP**

麻しんに感染したかも...と思ったら

- ・麻しんの感染力は非常に強いと言われています。
- ・医療機関へ移動される際は、医療機関へ電話で伝え、周囲の方への感染を防ぐためにもマスクを着用し、公共交通機関の利用を可能な限り避けてください。

## ワクチンについて

麻しんは感染力が強く、空気感染もするので、手洗い、マスクのみで予防はできません。予防接種が最も有効な予防法といえます。麻しん含有ワクチンを接種することによって、95%程度の人が麻しんウイルスに対する免疫を獲得することができます。

ま

# 麻疹 (はしか) に

ちゅうい

## ご注意ください

高熱  
せき  
鼻水



### 症状

感染すると約10日後に発熱やせき、鼻水といったかぜのような症状が現れます。2～3日熱が続いた後、39℃以上の高熱と発しんが出現します。肺炎、中耳炎を合併しやすく、患者1,000人に1人の割合で脳炎が発症すると言われています。

### 麻疹かな?と思ったら

医療機関に電話等で麻疹の疑いがあることを伝え以降は医療機関の指示に従ってください。医療機関への移動の際は公共交通機関の利用を可能な限り避けてください。

### 感染経路

空気感染等により、簡単に人から人に感染します。麻疹の免疫が不十分な人が感染すると、高い確率で発症します。

### 予防方法

ワクチン接種が有効です。定期接種対象者（1歳児、小学校入学前1年間の幼児）、医療・教育関係者、海外渡航を計画している方は、予防接種が済んでいるかご確認ください。

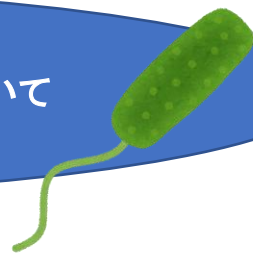


海外での感染にもご注意ください

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください



# 薬剤耐性緑膿菌感染症の届出基準改正について



## 改正内容について

国内の薬剤耐性緑膿菌（MDRP）感染症の発生動向を正確かつ迅速に把握し、その伝播を極力防止することを目的として、基幹定点（1か月以内に報告）で把握している MDRP 感染症を全数把握疾患（7日以内に報告）としました。

また、「薬剤」耐性緑膿菌という名称では、届出基準としては多剤耐性ですが、一剤のみ耐性の緑膿菌を報告する可能性があるため、「多剤」耐性緑膿菌と名称変更しました。

（改正前）

名称：「51 薬剤耐性緑膿菌感染症」  
届出：五類感染症 定点報告（月単位）

（改正後）

名称：「16 多剤耐性緑膿菌感染症」  
届出：五類感染症全数報告



## 届出基準

適用開始：令和8年4月6日

### ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から多剤耐性緑膿菌感染症が疑われ、かつ、(4)の表の左欄に掲げる検査方法により、多剤耐性緑膿菌感染症患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

### イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、多剤耐性緑膿菌感染症が疑われ、かつ、(4)の表の左欄に掲げる検査方法により、多剤耐性緑膿菌感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄(※)に定めるもののいずれかを用いること。

※次ページ参照

1.6 多剤耐性緑膿菌感染症

(1) 定義

広域β-ラクタム剤、アミノ配糖体、フルオロキノロンの3系統の薬剤に対して耐性を示す緑膿菌による感染症である。

(2) 臨床的特徴

感染防御機能の低下した患者や抗菌薬長期使用中の患者に日和見感染し、敗血症や骨髄、気道、尿路、皮膚、軟部組織、耳、眼などに多彩な感染症を起こす。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から多剤耐性緑膿菌感染症が疑われ、かつ、(4)の表の左欄に掲げる検査方法により、多剤耐性緑膿菌感染症患者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、多剤耐性緑膿菌感染症が疑われ、かつ、(4)の表の左欄に掲げる検査方法により、多剤耐性緑膿菌感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を7日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

(4) 届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
分離・同定による緑膿菌の検出、かつ、以下の3つの条件を全て満たした場合 ア イミペネムのMICが8 μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が15mm以下、もしくは、メロペネムのMICが8 μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が15mm以下 イ アミカシンのMICが32 μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が16mm以下 ウ シプロフロキサシンのMICが2 μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が18mm以下、もしくは、レボフロキサシンのMICが4 μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が14mm以下	血液、腹水、胸水、髄液、その他の通常無菌的であるべき検体
分離・同定による緑膿菌の検出、かつ、以下の3つの条件を全て満たし、かつ、分離菌が感染症の起因菌と判定された場合 ア イミペネムのMICが8 μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が15mm以下、もしくは、メロペネムのMICが8 μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が15mm以下 イ アミカシンのMICが32 μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が16mm以下 ウ シプロフロキサシンのMICが2 μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が18mm以下、もしくは、レボフロキサシンのMICが4 μg/mL以上又は、感受性ディスク(KB)の阻止円の直径が14mm以下	喀痰、膿、尿、その他の通常無菌的ではない検体

## 多剤耐性緑膿菌感染症発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第10項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※)

(※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検案）した者（死体）の類型
・患者（確定例） ・感染症死亡者の死体

2 性別	3 診断時の年齢（0歳は月齢）
男 ・ 女	歳（ か月）

4 症 状	・尿路感染症 ・肺炎（呼吸器感染症） ・胆道感染症 ・腹膜炎 ・皮膚・軟部組織感染症 ・血流感染症 ・髄膜炎 ・その他（ ）	1 1 感染原因・感染経路・感染地域 ① 感染原因・感染経路（ 確定・推定 ） 1 以前からの保菌（保菌部位： ） 2 院内感染（保菌も含めた患者数など感染伝播の状況： ） 3 医療器具関連感染（中心静脈カテーテル・尿路カテーテル・人工呼吸器・その他（ ）） 4 手術部位感染（手術手技： ） 5 その他（ ）
	5 診 断 方 法	・通常無菌的であるべき検体からの分離・同定による緑膿菌の検出及び分離菌の以下3項目の薬剤耐性の確認： （1）イミペネムまたはメロペネム （2）アミカシン （3）シプロフロキサシンまたはレボフロキサシン 検体：血液・腹水・胸水・髄液 その他（ ） ・通常無菌的ではない検体からの分離・同定による緑膿菌の検出、分離菌の以下3項目の薬剤耐性の確認及び分離菌が感染症の起因菌であることの判定： （1）イミペネムまたはメロペネム （2）アミカシン （3）シプロフロキサシンまたはレボフロキサシン 検体：喀痰・膿・尿 その他（ ）
6 初診年月日	令和 年 月 日	
7 診断（検案(※)）年月日	令和 年 月 日	
8 感染したと推定される年月日	令和 年 月 日	
9 発病年月日（*）	令和 年 月 日	
10 死亡年月日（※）	令和 年 月 日	

(1, 2, 4, 5 及び 11 欄においては該当する番号等を○で囲み、3 及び 6 から 10 までの欄においては年齢又は年月日を記入すること。

(※) 欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。

(\*) 欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

4 及び 5 欄においては、該当するもの全てを記載すること。)

この届出は診断から7日以内に行ってください